事務処理ミスの月次公表

No	発生日 （判明日）	所管室課	概要	個人情報漏えいの有無	事務処理ミスの原因	再発防止策	問合せ先電話番号
1	令和８年８月７日 （令和８年９月７日）	福祉部 障がい福祉室	子の母親から申請のあった、子の吹田市重度身体障がい者等日常生活用具（以下「日具」とする）給付事業利用決定通知及び給付券を、令和７年12月に離婚した子の父親（元夫）に対し誤送付したもの。	有	・日具の申請書が成人と児童で分かれており、申請書類を誤交付した。 ・申請書に記載が無い情報について、電話等で申請者に確認することなく、前回の申請情報をのみを参照し、申請書に追記した。 ・障がい福祉システムの福祉世帯画面と住基情報の確認が漏れていた。	ア　申請書の内容に不備や不明点がある場合は、申請者に確認の上、原則として再提出を依頼することを徹底する。 イ　軽微な修正を申請者に電話等で確認した場合は、職員が確認した事項は申請書に書き込まずメモを貼るなどし、確認者・確認日時も記載する。 ウ　成人用には申請者欄がないなど、成人用及び児童用の申請書がこれまでは統一されていなかったが、誤交付を防ぐため様式の統一化を進める。 アとイは令和８年９月中、ウは令和８年度中に実施。	06-6384-1347
2	令和８年９月11日 （令和８年９月16日）	健康医療部 国民健康保険課	後期高齢者医療特定疾病療養受療証（以下、証という。）を申請者とは別人の市民様へ郵送（個人情報の流出）したもの。証が届いた市民様と同居している義理の息子様の電話にて誤送付が発覚したもの。	有	・Ａ様の証を発行する際、Ｂ様の画面になっていることに気づかず、Ｂ様宛の送付状を印刷してしまった。 ・証と送付状の宛名を突合確認せずに封入・封緘・発送してしまった。	・画面確認のルール徹底及び徹底に繋がる物理的ツールの検討 ・送付物の形状や構成を見直し、突合確認を不要にしていく。（証のみで送付できる形状の封筒への切り替えや、帳票の見直しなど） 見直しが困難な送付物については、封入後突合確認し、市職員による審査を経てから封緘・送付するフローに見直し。	050-1807-2183 （自動応答）